

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児
福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

けんこう福祉部 社会福祉課

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を策定するにあたり、計画書策定業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 成果品

ア 広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画

A 計画書印刷用データ（A4判・60頁程度・単色刷）

B 概要版印刷用データ（A4判・8頁程度・4色刷）

C 上記のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）

D その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

ウ アンケート調査結果報告書

A 報告書データ（A4判）

B 上記のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）

C その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

※計画書の印刷製本については、令和9年度に実施するものとする。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 事業費限度額

5,270,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望する事業者は、参加表明書（第1号様式）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

なお、応募事業者が1者であっても合格基準点を満たしていれば、委託予定者とする。

4 事務手続き及び事業スケジュール

- (1) プロポーザル実施に係るホームページの掲載
令和8年5月20日(水)
- (2) プロポーザルへの参加表明書の提出
令和8年6月3日(水)まで
- (3) 質問の受付
令和8年6月8日(月)まで
- (4) 質問の回答
令和8年6月11日(木)
- (5) 企画提案書提出期限
令和8年6月18日(木)
- (6) プレゼンテーション開催(予定)日
令和8年6月24日(水)又は25日(木)を予定
- (7) 事業スケジュール
契約締結 令和8年7月中旬を予定
事業完了 令和9年3月31日(水)
ただし、計画書等の納品期限は令和9年3月23日(火)まで

5 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和8年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)において同種又は類似業務の業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を有していること。
- (6) 近畿2府4県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6 書類審査

- (1) 書類審査

提出書類の様式、記載事項及び必要部数などの形式審査を行う。

ア 参加表明書等の提出期限

○参加表明書の提出期限

- ・期間 令和8年6月3日（水）まで
- ・時間 午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※参加を辞退される場合は、辞退届（第6号様式）を提出すること。

○企画提案書の提出期限

- ・期間 令和8年6月18日（木）まで
- ・時間 午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 参加表明書等の提出場所

広陵町けんこう福祉部社会福祉課（広陵町総合保健福祉会館1階）

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。提出にあたっては、封筒に封入して、封筒表面に「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業在中」と表示すること。

郵送する場合は、「簡易書留」で次の宛先に郵送すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

【宛先】

郵便番号 635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館内
広陵町 けんこう福祉部 社会福祉課 宛て

エ 提出書類

○参加表明書の提出時

- (ア) 参加表明書（第1号様式）
- (イ) 誓約書（第2号様式）

○企画提案書の提出時

(ウ) 企画提案書

- ①企画提案書表紙（第4号様式）
- ②会社概要書（第5号様式）
- ③実績調書（第6号様式）
- ④業務実施体制表（第7号様式）
- ⑤業務の実施方針（第8号様式）
- ⑥業務実施スケジュール（第9号様式）
- ⑦企画提案（任意様式）

- (エ) 見積書（任意様式）

※宛名は「広陵町長」とする。

※見積額には消費税額及び地方消費税額を含む。

オ 提出物及びその部数

(ア) 参加表明書等

「エ 提出書類」の(ア)及び(イ)については、正本1部、副本1部
(ウ)及び(エ)については、正本1部、副本6部

カ その他

(ア) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用することはありません。

(イ) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（第3号様式）を提出すること。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書及び見積書には、正本を除き、会社名、会社名を類推するような表現を使用しないこと。正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。
- (2) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。

8 企画提案書の提出にあたっての留意事項

(1) 一般事項

ア ファクシミリによる提出は認めません。

イ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

ウ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用することはありません。

エ 提出された書類は、審査に必要な範囲で、複製を作成することがあります。

オ 参加表明者として認められた事業者は公表できるものとします。

カ 公平性、透明性、客観性の確保を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとします。

キ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。

ク この業務から生じる著作権等のすべての権利は町に帰属するものとします。

(2) 企画提案書の記入上の注意

ア 企画提案書は、広陵町障がい者計画等策定業務に係るプロポーザル実施要領及び仕様書に基づいて作成すること。

イ 企画提案書の表紙は規定の様式（第9号様式）を使用すること。

ウ 用紙サイズは、A4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとします。

オ 書式の目安は、1ページにつき1列40文字、30行、文字サイズ11ポ

イント程度とします。

カ 枚数は、片面印刷20ページ以内とし、ページ下部に通しページ番号を振ること。

キ 文書の補完のために、写真やイラスト等を用いることも可とします。白黒印刷も可とします。

ク 企画提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めません。

ケ 図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。

A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。ただし、A3は2ページに換算するものとします。

9 質問及び回答

提出書類等の質問については、質問の有無にかかわらず、その旨を記載した質問書（任意様式）を電子メールにより送信し、件名を「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。

(1) 送信先

送信先 広陵町けんこう福祉部社会福祉課（電話番号 0745-55-6771）
ファクシミリ 0745-54-5324
電子メール syakaifukushika@town.nara-koryo.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和8年6月8日（月）正午まで

(3) 質問に対する回答

令和8年6月11日（木）に全提案者に電子メールにより通知する。

(4) 様式

質問書の様式は、任意様式とする。但し、件名を「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期障がい児福祉計画策定業務に係る質問」とし、連絡先（会社名、電話番号、E-mail、担当者名）を記載すること。

(4) その他

質問の内容に関し不明な点があれば、担当者に電話等により内容確認を行う場合があります。

10 プレゼンテーション・ヒアリング審査の方法

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

概要は以下のとおりとする。

なお、審査の公平性を期するため、書類審査やプレゼンテーション・ヒアリングは事業者名を伏せて行う。

※ 審査項目及び評価基準は、別紙「広陵町第8期障がい福祉計画及び広陵町第4期

障がい児福祉計画策定業務プロポーザル審査基準表」のとおりとする（別紙1参照。）。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所

日時 令和8年6月24日（水）又は25日（木）を予定

場所 広陵町総合保健福祉会館

※正式な日時、詳細等については、対象者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

1事業者につき40分程度（概ねプレゼンテーション20分、質疑応答20分程度）とする。

(3) 出席者

説明は、企画提案書の作成者とし、3人までの入室を認める。なお、主たる説明は本業務の主担当者となる予定の者が行うこと。

(4) プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、企画提案書にない追加提案の配布は認めない。

(5) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機器として、スクリーンは町が用意するが、その他の機器については、提案者が持ち込むこと。

（機器の設置及び撤去に要する時間は、プレゼンテーション・ヒアリングの時間に含まない。）

(6) 選定結果

審査委員会終了後、プレゼンテーションを行った全ての参加者に対して選定結果を文書で通知する。選定経緯及び結果に関する一切の質問及び異議には応じない。

1.1 委託予定者の選定

(1) 審査は、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション・ヒアリングにより、審査委員会において審査基準により総合的に審査・検討（再評価）を行い、提案者の中から交渉権第1位及び第2位となる事業者を委託予定者として選定する。

(2) 交渉権第1位に選定された提案者とは契約に向けた交渉を行う。なお、交渉権第1位に選定された提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉権第2位に選定された提案者と交渉を行うものとする。

(3) 選定結果については、審査に参加した全ての提案者に通知する。なお審査の結果等については、電話等による問い合わせは一切応じない。

1.2 契約の締結、業務の執行

(1) 1.1において、特定された者と協議し、内容について合意のうえ、随意契約

の方法により、予算額の範囲内で契約を締結する。

(2) 業務の適正な執行に関する事項

①関係法令の遵守について

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

②業務の一括再委託の禁止について

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

なお、再委託を必要とする場合は、企画提案書に必要とする理由及び範囲を明記すること。

③個人情報の保護

受託者が当業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う場合には、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

1.3 その他

本提案の作成及び提出に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。